

令和6年度 水俣市一般廃棄物処理実施計画

1 目 的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、令和6年度一般廃棄物処理実施計画を策定する。

2 計画の期間

令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの1年間とする。

3 処理計画の対象区域

水俣市全域とする。 令和6年3月末現在

面 積	163.29	km ²
世帯数	11,089	世帯
人 口	21,914	人

4 一般廃棄物の排出状況

過去2ヵ年の一般廃棄物の排出状況(令和4年度及び令和5年度)は次のとおりである。

区 分	令和4年度			令和5年度			前年比 (%)
	搬入量	自家処理量	計	搬入量	自家処理量	計	
可燃ごみ	3849.0 t		3849.0 t	3748.0 t		3748.0 t	97.38%
生ごみ	912.0 t		912.0 t	850.0 t		850.0 t	93.20%
資源ごみ	1071.0 t		1071.0 t	970.0 t		970.0 t	90.57%
粗大ごみ	386.0 t		386.0 t	368.0 t		368.0 t	95.34%
直接埋立	0.0 t		0.0 t	49.0 t		49.0 t	皆増
し 尿	4704.0 kℓ		4704.0 kℓ	4441.8 kℓ		4441.8 kℓ	94.43%
浄化槽汚泥	8102.9 kℓ		8102.9 kℓ	8052.8 kℓ		8052.8 kℓ	99.38%

5 一般廃棄物の処理主体

① 一般廃棄物(ごみ処理)のうち、可燃ごみ(生ごみを含む。)の収集運搬については、水俣市単独で市内の一般廃棄物収集運搬許可業者3者に委託し、資源ごみの収集運搬については、公益財団法人水俣市振興公社に委託して実施し、資源ごみ粗大ごみの中間処理(資源化)後の不燃物カレットの最終処分については、水俣市において、市所有の一般廃棄物最終処分場に埋立処分する。

また、可燃ごみの中間処理(ガス化溶融)及び中間処理後の飛灰処理物の処分については、水俣市、津奈木町及び芦北町の1市2町で構成する水俣芦北広域行政事務組合が処理主体となり設置・運営管理する一般廃棄物処理施設(広域クリーンセンター)において、共同処理する。

なお、可燃ごみの中間処理(ガス化溶融)後の飛灰処理物の処分については、広域行政事務組合からの委託を受けて、水俣市が市所有の一般廃棄物最終処分場において、埋立処分を行う。

② し尿・浄化槽汚泥については、収集運搬を水俣市(許可業者)が行い、中間処理については、水俣市、津奈木町及び芦北町の1市2町で構成する水俣芦北広域行政事務組合で共同処理する。

区 分	収集運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	水俣市	広域行政事務組合 (1市2町共同処理)	広域行政事務組合/ 水俣市(委託)
生ごみ	水俣市	吉永商会	—
資源ごみ	水俣市	水俣市	—
粗大ごみ	水俣市	水俣市	水俣市
有害ごみ	水俣市	見積り合せにより決定	—
し 尿	水俣市(許可業者)	広域行政事務組合 (1市2町共同処理)	—
浄化槽汚泥	水俣市(許可業者)	広域行政事務組合 (1市2町共同処理)	—

6 処 理 計 画

(1) ごみ処理実施計画

①ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

ごみの排出抑制を図るため、次の事業を行う。

事 業 名	目 的 ・ 内 容	摘 要
リサイクル推進事業	ごみを23種類に分別し、ごみの再資源化を図る。	
牛乳パック拠点回収事業	牛乳パックを公共施設で拠点回収して分別し、資源価値を高め再資源化を図る。	
キエーロ無償貸与事業	生ごみ処理器「キエーロ」の無償貸与事業による普及を行い、生ごみの自家処理を図る。	
食用油リサイクル (リサイクル推進事業再掲)	廃食油の分別収集と再資源化を行う。	

イ 再資源化の方法及び回収量

分別により収集したごみについて、次のとおり再資源化を図る。

ごみの種類		再資源化の方法	回収量(t)
可燃ごみ		溶融スラグ⇒道路用路盤材	222
生ごみ	資源 ごみ	堆肥	793
生きびん		洗浄後、飲料水のびん	13
雑びん		ガラスびんの原料	120
ペットボトル		ペットボトルの原料など	63
プラ製容器包装		プラスチック製品の原料	129
硬質プラスチック		プラスチックの原料	2
アルミ缶		アルミ製品の原料	19
スチール缶		鉄製品の原料	10
紙類		再生紙	344
布類		古着・工業用ウェス	107
羽毛布団(枚)		ダウン商品(布団、衣類等)	0
食用油		BDF及び石鹼	3
小型家電		希少金属(レアメタル)を取り出して再利用	1
電気コード		銅製品	3
鉄くず		鉄製品の原料	37
銅線(コイル)		銅製品の原料	3
基板		希少金属(レアメタル)を取り出して再利用	0
廃乾電池		断熱材・その他金属類	19
廃蛍光管	水銀含有 廃製品	再資源化委託	3
水銀体温計			0
水銀血圧計			0
粗大ごみ		破砕処理後、金属部分のみ鉄製品原料へ	350

ウ 関連施設の概要

施設名	所在地	処理能力	処理対象物
水俣市環境クリーンセンター	水俣市築地9-40		資源ごみ・有害ごみ・粗大ごみ

②収集・運搬計画

ア 収集運搬するごみの種類と方法

(ア) 排出者

収集運搬は、一般家庭から排出されるごみとし、事業活動によって生じる一般廃棄物については、事業者自らが適正に処理するか、直接、市環境クリーンセンターに自己搬入又は許可業者に収集運搬を委託して行うものとする。

収集は、ステーション方式で実施し、排出者は可燃ごみ・生ごみ、プラ製容器包装については、収集当日の午前8時30分までに各地区ステーションに排出し、その他の廃棄物については、ステーション毎に決められた時間に排出する。

なお、各ステーションの設置主体は自治会とし、市に事前に届け出て設置して運営・管理を行い、設置されたステーションは市の台帳に登録管理し、登録された所定の場所及び定められた時間以外の一般廃棄物の排出や市が定めた分別方法が守られていない資源ごみ等は、市では収集運搬を行わず、自治会の管理の下で一時保管し、市が作成する「不適切排出事案に関するお知らせ」等により、地域住民への回覧等により、正しい分別・排出等の周知徹底を図る。

また、次に掲げる公共施設において、資源ごみの収集運搬を委託している公益財団法人水俣市振興公社において、平成26年度から試験的に実施している「その他の紙」、「プラ製容器包装」の拠点回収は、引き続き財団法人水俣市振興公社において自主事業として継続する。

- ①もやい館 ②総合体育館 ③武道館 ④おれんじ館
- 可燃・生ごみ収集ステーション 758箇所
- 資源・粗大ごみ収集ステーション 309箇所
- 拠点回収試験実施施設(その他の紙、プラ製容器包装) 上記4施設

(イ) 分別

収集運搬は、可燃ごみ、生ごみ、資源ごみ、有害ごみ、粗大・不燃ごみの5種別23品目に分別し、実施する。

(ウ) 収集主体

可燃ごみ、生ごみ、資源ごみ、有害ごみ、粗大・不燃ごみ全て委託して収集を行う。

ごみの種類		収集主体	収集方法	収集回数	収集袋	収集運搬業者(住所・氏名)
家庭系	可燃ごみ	委託	ステーション	週2回	無指定	南部環境 株式会社 水俣市月浦367-1 株式会社 環境総合技術センター
	生ごみ				指定	水俣市古賀町2-12-7
	プラスチック製 容器包装			週1回	無指定	株式会社 吉永商会 水俣市月浦54-110
	資源ごみ	委託	ステーション	月1〜2回	コンテナ	公益財団法人 水俣市振興公社 水俣市牧の内3-1
	有害ごみ	委託	ステーション	月1回	コンテナ	
	不燃ごみ	種別無し				
	粗大ごみ	委託	ステーション	月1回	—	
事業系ごみ		—	—	—	—	

イ 収集区域の範囲と収集運搬するごみの量
水俣市全域とする。

ごみの種類	計画収集人口(人)	自家処理人口(人)	計画収集量 (t)		直接搬入量 (t)	自家処理量 (t)
可燃ごみ	21,914		直 営		1,267	
			委 託	2,383		
			可燃ごみ計	2,383		
生ごみ	21,914		直 営		309	
			委 託	483		
			生ごみ計	483		
資源ごみ	21,914		直 営		274	
			委 託	605		
			資源ごみ計	605		
直接埋立	21,914		直 営		0	
			委 託			
			直接埋立計	0		
粗大ごみ	21,914		直 営		141	
			委 託	210		
			粗大ごみ計	210		
人口計	21,914		ごみ排出量計	3,680	1,991	

ウ 中継施設の概要 無し

③ 中間処理計画

ア 中間処理施設に投入されるごみの搬入者別内訳量

単位:t

計画収集量(t)			直接搬入量	計
直営	委託	許可		
	3,680		1,991	5,671

イ 処分方法

可燃物の中間処理は水俣芦北広域行政事務組合クリーンセンターで溶融処理を行う。

資源物のうち圧縮処理が必要なものと及び粗大・不燃物の破碎処理については業者へ委託を行う。

ごみの種類	処分方法	中間処分量 (t)	処理区分
可燃ごみ	溶融処理	3,650	溶融
生ごみ	堆肥化	793	堆肥化
缶類	収集後、再選別のうえプレス処理	29	再選別・プレス
プラ製容器包装	再選別のうえプレス処理	129	再選別・プレス
食用油	BDF化及び石けん加工	3	BDF・石けん
小型家電	破碎処理後基盤類を選別	1	破碎・選別
その他資源物	一定量保管後売却	691	保管
廃乾電池	破碎処理後、金属部、ガラス部に分離して再生。残渣は埋立処理	19	保管
水銀含有製品	一定期間保管後、再資源化处理委託	3	保管
粗大ごみ	破碎処理後、可燃部分は焼却処理、金属部分はプレス処理。残渣は埋立処理	350	せん断・破碎・プレス
合 計		5,669	

(可燃ごみの中間処理(事務の共同処理)先)

住所・氏名	処理を行う場所	処理内容	処理量(t)	残渣の処分方法
水俣市ひばりが丘3-12	水俣市築地9-40	可燃ごみの溶融	3,650	埋立処分
水俣芦北広域行政事務組合※	水俣芦北広域行政事務組合 クリーンセンター			

※構成市町村 水俣市 芦北町 津奈木町

(中間処理委託業者)

住所・氏名	処理を行う場所	委託内容	委託量(t)	残渣の処分方法
東京都江東区木場2-17-12 SAビル5F	水俣市築地9-40	粗大ごみ処理施設(破碎機)及び資源化施設(金属プレス機)の運転管理業務	350	溶融処理 又は 埋立処分
川重環境エンジニアリング(株)	水俣市環境クリーンセンター			
水俣市牧の内3-1	水俣市築地9-40	資源化施設(資源ごみ等の選別作業及びプラ製容器包装圧縮機)の運転管理業務	129	溶融処理 又は 埋立処分
(公財)水俣市振興公社	水俣市環境クリーンセンター			
水俣市月浦54-110	葦北郡芦北町大字古石431	生ごみの堆肥化	793	
(株)吉永商会	吉永商会リサイクルセンター			
水俣市浜松町5-8	同左	食用油のBDF化及び石けん加工	3	
水俣芦北リターンネット				
水俣市塩浜町278-6	同左	小型家電の分解	1	
アクトビーリサイクリング(株)				
見積み合せによって決定		乾電池の処理及び再資源化	19	
見積み合せによって決定		蛍光管の処理及び再資源化	3	

ウ 処理施設の概要

(ア) 焼却施設 無し

(イ) 粗大ごみ処理施設

単位:t

施設名	所在地	型 式	処理能力	処理対象	処理量	残渣量
回転式破碎機	水俣市築地9番40号	併用	16t/5h	可燃・粗大	350	227
圧縮機		圧縮	1t/5h	資源・粗大	379	

※回転式破碎機から発生する可燃物＝ 5 t

(ウ) 粗大ごみ処理施設以外の資源化等を行う施設

単位:t

施設名	所在地	型 式	処理能力	処理対象	処理量	残渣量
廃プラ圧縮機	水俣市築地9番40号	圧縮	3t/h	プラ製容器包装	129	
圧縮機((イ)の圧縮機と同じ)			1t/5h	缶類・粗大金属		

選別圧縮した資源物については、回収業者に売却又は再商品化委託する。 単位: (t)

資源物の種類		住 所・氏 名	委 託 量
生ごみ		水俣市月浦54-110 (株)吉永商会	793
生きびん		水俣市浜松町5-8 (株)田中商店	13
雑びん(茶・透明・白)		水俣市浜松町5-8 (株)田中商店	103
雑びん(その他の色)		東京都港区虎ノ門1-14-1 (財)日本容器包装リサイクル協会	17
缶類		見積り合せによって決定	29
紙類	ダンボール	見積り合せによって決定	344
	新聞・チラシ		
	その他紙類		
	紙パック類		
布類		見積り合せによって決定	107
食用油		水俣市浜松町5-8 水俣芦北リターンネット	3
小型家電		水俣市塩浜町278-6 アクトビーリサイクリング(株)	1
鉄くず 非鉄くず		見積り合せによって決定	37
粗大破碎・金属プレス		見積り合せによって決定	350
ペットボトル		水俣市浜松町5-95 (福)水俣市社会福祉事業団 わくワークみなまた	63
プラ製容器包装		東京都港区虎ノ門1-14-1 (財)日本容器包装リサイクル協会	129
廃乾電池		見積り合せによって決定	19
廃蛍光管		見積り合せによって決定	3
硬質プラスチック		見積り合せによって決定	2

エ あわせ産廃の処理について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第11条第2項に基づき、一般廃棄物の処理に支障を生じない範囲において、一般廃棄物と併せて処理することが可能で、かつ、必要と認める次に掲げる少量の産業廃棄物の処理並びに事業系資源ごみ等の受入れ及び資源化を行うものとする。

- (1)水俣市下水道浄化センターから生じる下水道汚泥の最終処分(※広域からの委託処理分)
- (2)事業活動から生じる不要物又は有価物のうち、従業員の飲食に伴い発生する家庭ごみ(一般廃棄物)と同様の性状を有する資源物で、本市における家庭ごみ(資源ごみ)の分別方法に準じて分別された次に掲げる少量(概ね1日300kg以内)の事業系資源物
- ① 飲料用空き缶
- ② 空きびん
- ③ プラ製容器包装(製造過程等から生じるものを除き、従業員等の飲食に伴うものに限る。)
- ④ ペットボトル
- (3)事業活動から生じる有害ごみのうち、家電販売店、建設業、電気設備業を除く小規模事業所が排出する少量の廃蛍光管及び廃乾電池及び水銀含有廃製品(※1日1事業所当たり10kg以内。)
- (4)事業所から生じる廃棄物のうち、事業者自らが処理困難な汚れや臭いの付着した少量の発泡スチロール等(1日1事業所当たり10kg以内)
- (5)事業所から生じる廃棄物のうち、事業者自らが処理困難な筆記具等の小型の事務用品(1日1事業所当たり10kg以内)

④最終処分計画

ア 施設に投入されるごみの内訳 単位: (t)

粗大ごみカレット	焼 却 灰※	その他の処理残渣	合 計
227	340	0	567

※焼却灰の最終処分量については、水俣市下水道汚泥、津奈木町、芦北町の可燃物分も含む

イ 埋立計画

焼却処理後の焼却灰、破碎処理後の残渣及び不燃ごみ(粗大ごみ)について、岡山不燃物埋立地にて埋立処分する。

ウ 最終処分場の概要

施設名	所在地	埋立面積	全体容量	残余容量	埋立計画量※ (m ³)
岡山不燃物埋立地	水俣市 袋1587-11	24,500 m ³	127,137 m ³	31,936 m ³	埋立量 862

※埋立て量の計算・・・1tあたり覆土を含め、1.52m³埋立てるものとする

⑤ その他

ア 特別管理一般廃棄物

- | | |
|-------------|----|
| (ア)PCB廃家電 | なし |
| (イ)ばいじん | なし |
| (ウ)感染性一般廃棄物 | なし |

イ 適正処理困難物

(ア)法第6条の3の指定に係る一般廃棄物

ガスボンベ、スプリング入りマットレス、廃タイヤ、オートバイ、農薬等については、収集・受け入れしない旨を処理計画で公示

ウ 住民・事業所に対する広報啓発活動

(ア)廃棄物減量等推進審議会等の設置

- ・水俣市環境審議会の設置
- ・ゼロ・ウェイスト円卓会議の設置
- ・リサイクル推進委員会
- ・各ステーションにおける指導徹底の為、研修会を実施(年1回)

(イ)廃棄物減量等推進員の設置

- ・リサイクル推進委員(水俣市全域)
- ・各ステーションにおける分別指導

(ウ)研修・施設見学の実施

- ・随時受入・年1回のリサイクル推進委員講習会時実施

(エ)その他

- ・市報・ホームページによる広報

エ 事業所ごみの排出抑制・適正処理について

(ア)適正処理ガイドブックの配布や事業所への個別説明、施設内での展開検査の実施等による事業所ごみの排出抑制・適正処理の推進。

(イ)事業活動から生じる水銀含有廃製品はあわせ産廃として1日1事業所10kgまで受け入れる。

(ウ)食品リサイクル法に基づく「食品関連業者」等における「食品ロス削減」及び「食品廃棄物の排出抑制」「再生利用」の促進のための情報提供、指導等の強化

オ 一般廃棄物処理業の許可について

市外事業所の新規・更新の許可は、特定の事業所ごみのみとする。

カ 災害廃棄物の処理

水俣市地域防災計画及び熊本県災害廃棄物処理計画との整合性を図り、別に定める。

(2)生活排水処理計画

① 生活排水処理人口

1	計画処理区域内人口	21,914	人
2	水洗化・生活雑排水処理人口	16,618	人
1)	下水道人口	10,836	人
2)	農業集落排水処理人口	0	人
3)	コミュニティ・プラント	0	人
4)	合併処理浄化槽人口	5,782	人
3	水洗化・生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,242	人
4	非水洗化人口	4,054	人
1)	計画収集人口	4,054	人
2)	自家処理人口	0	人
5	計画処理区域外人口	0	人

② 収集運搬計画

ア 収集運搬する生活排水の種類と方法

(ア) 種類

し尿及び浄化槽汚泥とする。

(イ) 方法

許可業者により収集する。

(ウ) 収集回数及び収集方法

し尿については、月1回の計画収集を実施し、浄化槽汚泥については各戸から許可業者への依頼により個別収集を実施する。

生活排水の 種 類	収集主体	収集運搬業者(住所・氏名)
し 尿	許可	水俣市古賀町2-12-7 ㈱環境総合技術センター 代表取締役 島田好久
		水俣市月浦367-1 南部環境(株) 代表取締役 井手原慎吾
浄化槽汚泥	許可	水俣市古賀町2-12-7 ㈱環境総合技術センター 代表取締役 島田好久
		水俣市月浦367-1 南部環境(株) 代表取締役 井手原慎吾

イ 収集運搬する区域と収集運搬するし尿・浄化槽汚泥の量

※区域は水俣市全域とする。

(単位:kl)

種 類	計 画 収 集 量				自家処理量
	直 営	委 託	許 可	計	
し 尿			4,704	4,704	
浄化槽汚泥			8,103	8,103	
合 計			12,807	12,807	

ウ 中継施設の概要

施 設 名	所 在 地	貯 留 能 力	備 考

③ 中間処理計画

水俣芦北広域行政事務組合の処理計画による。

ア 中間処理施設へ搬入されるし尿・浄化槽汚泥の搬入者別内訳量 単位: (t)

種 類	直 営	委 託	許 可	合 計
し 尿			4,704	4,704
浄化槽汚泥			8,103	8,103

イ 処分方法 単位: (t)

種 類	処 分 方 法	中間処理量		
		施設処理	下水道投入	計
し 尿 及 び 浄化槽汚泥	アール・ビー・エス月浦センターにおいて微生物処理を行い、処理水は水俣市公共下水道へ放流する。 し渣はクリーンセンターへ搬出し焼却処分する。	12,807		

ウ 中間処理施設の概要

施設名	所在地	型式	処理能力	処理量	残渣量
(株)アール・ビー・エス月浦センター	水俣市月浦54-190	自然浄化法（微生物処理）	95 t／日	95 t／日	し渣 生成汚泥(肥料) 処理水(下水道)

④ 最終処分計画

水俣芦北広域行政事務組合の処理計画に基づき処理する。

ア 処分する量（予定量）

処分方法	種 類				
	焼却灰	汚泥	有機液肥	し尿	浄化槽汚泥
埋 立	t	t	kl	kl	kl
農地還元	t	t	kl	kl	kl
海洋投入	t	t	kl	kl	kl

イ 処分方法

組合の構成市町から排出されるすべてのし尿・浄化槽汚泥は、(株)アール・ビー・エス月浦センターで陸上処理する。

中間処理後のし渣は広域クリーンセンターで熔融処理し、飛灰は水俣市岡山最終処分場に埋立を行う。

海洋投入処分委託業者 住所・氏名

ウ 処理施設名（埋立処分施設）

施 設 名	所 在 地	埋立面積	全体容量	残渣容量	埋立量

（海洋投入処分の場合）

海洋投入量	貯留槽の容量(m ³)	貯留槽の所在地	積出港	投入船名	総トン数	積載量	投入量
し 尿							
浄化槽汚泥							